

平成26年第3回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成26年9月 8日 開会

平成26年9月18日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成26年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成26年9月8日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 田中 稔	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 小林 茂澄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第5 号平成25年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

報告第6 号平成25年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

認定第1 号平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳

出決算認定の件

議案第 25 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例を定める件

議案第 26 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例を定める件

議案第 27 号 平成 26 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 28 号 平成 26 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）

同意第 2 号 鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める
件

同意第 3 号 鳴沢村監査委員の選任について同意を求める件

発議第 1 号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提
出について

請願第 1 号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願

発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充
を求める意見書の提出について

請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充
を図るための請願

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 5 号 平成 25 年度鳴沢村普通会計財政健全
化判断比率について

日程第 5 報告第 6 号 平成 25 年度鳴沢村水道事業会計資金
不足比率について

日程第 6 認定第 1 号 平成 25 年度鳴沢村一般会計並びに特
別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第 7 議案第 25 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める件
- 日程第 8 議案第 26 号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件
- 日程第 9 議案第 27 号平成 26 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 10 議案第 28 号平成 26 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 一般質問

◎議長挨拶

議長(小林茂澄君) 平成 26 年第 3 回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は最高気温が 30 度以上の真夏日が何日も続いたかと思えば、待ちに待った雨がやってくると連続で降り続くといった、異常気象とも思えるような 8 月の気候でした。中でも広島での土砂災害のように、一定の箇所に豪雨が集中するという事例も数多く見られるようになっております。今までは少なかった大型の台風や竜巻も発生するようになっております。

このように自然災害がいつ何どき発生するかわからないような状況の中、過日の防災訓練への議員各位の参加、ご苦労さまでした。

また、今月、来月とイベントがたくさん予定されています。体調管理をしっかりとっていただき、議員活動に励んでいただきたいと思います。

さて、今定例会では、通例となっております平成 25 年度の決

算認定ほか、補正予算、人事案件等、審議していただく議案があります。慎重なる審議をお願いして、挨拶を終わります。

開会 午前10時02分

議長（小林茂澄君） ただいまから、平成26年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（小林茂澄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも、改めまして、おはようございます。

平成26年第3回鳴沢村議会定例会をお願いしましたところ、議員さん全員の出席のもと開会できますこと、まずもってお礼を申し上げさせていただきます。

先ほど議長さんも申し上げましたが、8月から台風や前線の影響で長雨や豪雨が続き、広島や北海道では土石流やがけ崩れによって多くの方が亡くなったり行方不明になっております。亡くなった方にはご冥福をお祈りしたいと思います。

また、鳴沢村では、まだそのような災害は起きていませんが、先日の防災訓練で議員さん方全員にも参加していただき、ありがとうございました。その節にも申し上げましたが、災害が起きたら自分の命は自分で守ることが基本です。どうか各家庭で防災についても話し合い、災害に強い村にしたいものですので、ご指導のほどをお願いいたします。

さて、今定例会には、報告2件、認定1件、条例2件、平成26年度補正予算2件の5案件をご審議いただき、慎重審議の上、

可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本議会では、一般質問が本日の議事日程となっております。職員も緊張しておりますので、よろしく願いいたします。

最終日、18日に人事案件2件も予定しておりますので、あわせてよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶といたします。

よろしく願いします。

議長（小林茂澄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺 泉君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月4日に第2回町村議会議長会議が、7月24日に第

3回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、平成26年第2回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成26年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月12日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月27日及び9月1日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、両日ともに委員全員と議長、議案説明等のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

まず、8月27日の委員会で決定された事項については、次の6項目です。

1、会期は本日より9月18日までの11日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第5号及び報告第6号の2件を一括議題とすること。

4、議案第27号及び議案第28号の2件を一括議題、一括採決とすること。

5、請願第1号及び請願第2号を本会議に上程することとし、
発議第1号及び発議第2号の意見書の採決により、みなし採択
とすること。

6、一般質問通告日は、9月1日正午までとすること。

以上であります。

なお、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、本会
議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要
するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長
に申し出を行いました。

次に、9月1日の委員会で決定された事項については、次の2
項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた6名9件の一般質問通告書
の取り扱いについて渡邊政司君の「全国学力テストの数値結果
公表に伴う結果分析と改善策について」の通告書は、佐藤博水
議員の質問内容と同様と思われるので、通告順を優先し、本人
に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長
に行うこと。

2、一般質問の件数が8件と多いため、正午までに本会議の日
程が終了しないと見込まれる場合は、正午前に休憩をし、午後
1時から本会議を再開させ、本日午後1時から予定されている
予算決算常任委員会は、会議時間を繰り下げて開催すること。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終
了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した
総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を
求めます。総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 総務教育厚生常任委員会

の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月12日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月24日午前11時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集にかかる事件は、「第4回ときめき出会いパーティー諸運営について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

8月3日に開催を予定していましたが第4回ときめき出会いパーティー実施に向け、6月1日に回覧板による全組回覧、村内独身者や両区をはじめ、都留信用組合、アネルバ、商店、河口湖商工会などへ合計270枚のチラシ配布、マスコミへの情報提供、村ホームページ掲載、北富士有線放送での放映、女性追加募集チラシを山日新聞を購読している2万8,300世帯へ7月12日に折り込むなど、さまざまなイベント周知を行ってまいりましたが、申込者は、男性22名、女性2名の合計24名でありました。

男性は定数を超えましたが、女性は定数に満たなかったため、追加募集を実施しましたが、結果、女性の申込者は2名であったため、今回はイベントを中止し、延期することに決定いたしました。

事務局からは、男性・女性ともに申込者及び参加者の固定化傾向が見られること、また、民間や他自治体でも同様のイベントが多数実施されている影響があること、民間では同様に申込者の減少が続いているため、特色あるイベント、例えば趣味や職

業、年収などで申込者を限定する、そのようなイベント実施にシフトされている事例があることなどが報告され、これらの件も踏まえて、今後関係者を集め、イベント継続の是非についてさまざまな協議を行っていくことも決定されました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

なお、7月31日に委員及びイベント協力者等の打ち合わせを開催し、役場職員の一部を対象に、イベントについてのアンケート調査を行うことが決定されました。今後このアンケート結果を取りまとめ、ときめき出会いパーティー運営についての参考資料としたいと考えておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月12日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月27日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、農政担当2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集にかかる事件は、「中山間地域総合整備事業の経過報告及

び今後のスケジュールについて」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、担当課より中山間地域総合整備事業の経過報告と今後のスケジュールの諸報告がありました。

経過報告事項としては、これまでに行われた農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業の進捗状況の説明があり、委員会開催日現在では総事業費は14億5,400万円、執行済みの事業費10億1,430万円、進捗率69.8%という報告を受けました。

今後のスケジュールについては、主に農道1号線に関する説明を受け、予定では10月に入札、平成27年4月に改良工事を完了、その後舗装工事と並行して公安委員会との協議を行い、おおむね6月末までには完成したい旨の説明を受けました。

また、平成27年度事業として、農道1号線の舗装及び安全施設整備、畑かん、臼田和地区圃場整備、防火水槽の整備を行う予定との説明も聴取しました。

なお、渡邊政司委員から、鳥獣害防止施設からはみ出している枝打ちなどに関する補助金交付の提案がありましたが、経費面、また県などの補助金メニューなどがないこと等により、現状では補助金交付は不可能ではないかとの説明を受けました。

また、その他事項として、渡辺久男委員より、執行部、農業委員会、全議員などを含めた農地転用に関する勉強会の開催の提案があり、このことについては、後日執行部により開催するよう求めました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての

報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

7月24日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集にかかる事件は、「なるさわ議会だより第17号（案）について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第17号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月8月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、6月定例会会期中に議員協議会にて決定された議員の災害対応マニュアルや議会議員のあり方を示した内規整備の記事をトップ項目とし、また、平成25年度に行われた一般質問の追跡レポートの枠を設け、これについても特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査につ

いての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長
渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

8月31日午前8時40分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集にかかる事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件で、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林茂澄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間と決定しました。

◎日程第4 報告第5号平成25年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

◎日程第5 報告第6号平成25年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

議長（小林茂澄君） 日程第4、報告第5号平成25年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について及び日程第5、報告第6号平成25年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についての2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 報告第5号平成25年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成25年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が1.0%で、前年度より0.7%改善しました。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標ですが、この比率が25%を超えた場合には、財政健全化計画を策定し住民に公表することが義務づけられております。

参考までに平成24年度の実質公債費比率は、全国1,742市区町村中62位、県内では27市町村中1位となっております。

他の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第6号平成25年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し住民に公表することが義務づけら

れております。

鳴沢村水道事業会計、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。

この規定に基づき、去る9月4日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠として、お手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ鳴沢村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税などを中心とした一般財源の減少傾向が続いているため、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で報告第5号及び第6号についての報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で報告第5号及び第6号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第6 認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（小林茂澄君） 日程第6、認定第1号平成25年度鳴沢村一

般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る平成25年度の決算は、全ての会計の歳入総額2億70万666円、歳出総額2億5,098万843円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億4,971万9,823円、形式収支から平成25年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源3,116万円を差し引いた実質収支は2億1,855万9,823円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 小林利雄君。

監査委員（小林利雄君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執

行実績報告書により、各所属長から説明を受ける方法により平成26年9月3日及び4日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成25年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

◎日程第7 議案第25号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第7、議案第25号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺一博君） 議案第25号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、子ども・子育て関連三法が平成24年8月

に成立し、これに基づく取り組みとしまして、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格的に実施が予定されており、新制度の実施に向けた準備を進めているところで、鳴沢村におきましても、新たな給付制度の対象となる施設及び事業の運営に関する基準を条例で定める必要があります。

条例の主な内容は、認可を受けた施設・事業者が教育・保育給付の対象となる施設・事業者であることを村が確認するための運用に関する基準となるもので、村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として施設型給付費を施設が受け取ることができることとなり、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者の事業の運営に当たり、国が定めた基準を踏まえた上で、村が条例により運営に関する基準を定めるものであります。

附則として、この条例は、法の施行の日から施行するものとし、特定保育所に関する特例、施設型給付費等に関する経過措置、小規模保育事業C型の利用に関する経過措置の読みかえ規定及び連携施設に関する経過措置として、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができるものであります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件

議長(小林茂澄君) 日程第8、議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(渡辺一博君) 議案第26号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、議案第25号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と同様に、子ども・子育て関連三法が平成24年8月に成立し、これに基づく取り組みとしまして、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援

新制度が平成27年4月から本格的に実施が予定されており、新制度の実施に向けた準備を進めているところで、鳴沢村におきましても、新制度における施設や事業の設備・運営に関する基準を条例で定める必要があります。

条例の主な内容は、利用定員20人以上の従来の認可保育所の枠組みに加え、19人以下の小規模保育事業、5人以下の家庭的保育事業、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を地域の子どもに開放した事業について、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなり、市町村は、国が定める基準を踏まえた上で、村が条例により運営に関する基準を定めるものであります。

附則として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するものとし、食事の提供の経過措置、連携施設に関する経過措置、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置及び小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置が設けられ、それぞれ施行日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保、保育従事者、利用定員について緩和される措置がとられているものであります。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 9 議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)

◎日程第10 議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長 (小林茂澄君) 日程第9、議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)及び日程第10、議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)及び議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1億6,572万円を追加し、一般会計並びに

特別会計予算総額を30億1,802万3,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、なるさわ富士山博物館運営事業7,446万円、小学校管理運営費2,471万円、簡易水道事業特別会計繰出金1,964万1,000円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金をはじめとする国庫支出金680万2,000円、再生可能エネルギー等導入推進基金市町村等施設導入事業費補助金などの県支出金2,195万9,000円、2月の大雪により破損したなるさわ富士山博物館の屋根及び空調機修繕に充てるための公有建物災害共済金4,496万円、普通交付税5,716万4,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成26年度予算と、平成25年度から平成26年度に繰越明許させていただいた予算の総額は33億3,140万1,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

◎日程第11 一般質問

議長（小林茂澄君） 日程第11、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

9月1日に渡邊政司君から通告のありました全国学力テストの数値結果公表に伴う結果分析と改善策についての質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林利雄君からの国際交流基金の有効活用についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

国際交流基金の有効活用について村長に質問します。

国際交流基金は、平成8年に設置され、今までに計4回、セリエール村への訪問などに使用されていましたが、平成15年度から休眠状態となっております。

私が以前、渡辺前村長に質問したときは、審議会を立ち上げますと答弁されたが、その後の進展は何もありません。あるときに、若い議員さんが外国人と会話するのを見たことがありますが、大変頼もしく思い、私も若いときに勉強しておけばよかったと反省しております。

国際交流基金の使途を変え、外国語学習支援基金などにして有効活用すれば、子どもたちなどの将来のため、また、外国語教育に熱心な村としてメリットは多くあるかと思っています。例えば保育所では、アメリカ人のパートでよいから雇用して、遊びながら英語を覚えてもらう。小学校では、今より学習時間を多くする、ホームステイをする方、中国語や韓国語、その他の外国語を習いたい方には補助金を支給するなど、活用策はさまざまあると思います。

眠っている基金を有効活用し、特色ある村づくりをする考えをお伺いいたします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

まず質問の国際交流基金についてですが、平成24年6月定例会にて、渡邊政司議員の質問で答弁させていただきましたが、利用目的として、基金設置の根拠となっている鳴沢村国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例第1条において、設置の目的を「鳴沢村は外国との交流を図り、将来を担う青少年をはじめ、村民に国際交流の機会を提供し、もって国際化に即した地域社会の発展に寄与するため基金を設置する」としておりますので、現状ではこの目的にかなう事業の財源として利用することになります。

なお、第2条、基金の額において、「基金の額は1億円とする」とし、第5条、運用益金の処理で、「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする」としております。

したがって、常に1億円は基金として保有し、その運用益をもって、第1条の設置目的にかなう事業の財源とするわけですが、平成25年度末現在高は9,460万円余りで、1億円を割り込んでいることと、近年の景気の低迷により利率が下がり、平成25年度平均0.03%、運用益、平成25年度実績3万3,576円などで運用益が見込めないことなどから、繰り入れを伴う事業実施は困難であると考えております。

このような状況の中で、ご質問の中にある基金の用途変更をたとえ行ったとしても、先ほど申し上げたとおり、運用益がないわけですから、事業ができるだけの財源が確保できないことになります。また、取り崩し型の基金に変更を行った場合、年々基金残高が減少していくことになり、基金がなくなった場合、

財源をどうするかといった問題も発生し、事業実施ができなくなることも想定されます。

基金の用途変更及び廃止・設置については、地方自治法第241条第8項の規定により可能ですが、現状では、基金を活用しての事業を行うより、安定した財源を確保し事業を実施する方向性がよいのではないかと考えております。

また、前村長の答弁の審議会設置については、平成16年12月定例会内での答弁で、小林利雄議員からの国内交流基金への用途変更についての質問の中で、審議会を設置し基金の用途のあり方などを幅広く協議していただきたいとのことからの発言と思われませんが、このような場が提供されなかったことについては、おわび申し上げます。

なお、小林利雄議員が提案している外国語の学習支援などは、大変よい施策の一つと思われませんが、財源の確保が必要不可欠であります。議員の皆様にも配布してある山梨県において作成された市町村への国・県支出金の概要を見ますと、適当な補助金などが無いのが実情であります。

現在、保育所において年30回、「英語で遊ぼう」と称して、外国人講師を招いて英語に触れ合う機会をつくっており、小学校では2011年から小学校5、6年生に外国語活動の授業が必修化され、年間35時間の授業が行われております。小学校においては、授業時間の制約などもあり、これ以上のカリキュラムを組むことは難しいと思われませんが、保育所での触れ合いの拡充、一般向け支援、夏休みなどを利用した小中高生に対してのホームステイの支援などについても、今後財源を含めた中での検討課題と考えております。

今後もより一層の財源確保に努め、よりよい鳴沢村を築く施策を行う所存であり、さまざまな諸課題を議員の皆様と検討して

いきたいと考えております。ご指導のほどをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 今、国民に人気のある朝ドラマ「花子とアン」を見て思ったことは、子どものときの教育はその人の人生を大きく左右します。小泉元首相の表明演説で話題になった米百俵の精神は、幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩士、小林虎三郎による教育にまつわる故事。現在の信望が将来利益となることを象徴する物語として、しばしば引用されております。

幸い鳴沢村には、条例を変えれば資金はあります。有効活用し、鳴沢村の人材育成をしてくださることを願い、質問を終了します。

議長（小林茂澄君） 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、東海自然歩道についての質問を許します。9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 9番 渡辺久男。

東海自然歩道の村の管理範囲はどこまでか、村長に質問いたします。

足和田山の東海自然歩道は、国がつくり、県が管理し、県が村に委託し、村が民間に委託しております。赤線だと思うが、幅員はどのくらいですか。大田和の登り口のほうには民有地の林があり、道路に木の枝等が落下して、けが等の事故があった場合は責任はどこか、鎌倉のほうでもそのような事故が起きたと聞いております。近くでは勝山のそば屋の駐車場の自動車に、風で木が倒れて車が壊れ、法律では木の持ち主が管理責任で弁償したと聞いております。

村の管理範囲と、もし事故等が起きた場合、木の持ち主の責任はどうか、また村で対応してくれるか。そんなことを質問します。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺久男議員の質問にお答えします。

東海自然歩道の管理責任についての質問だと思いますが、東海自然歩道は、明治の森高尾国定公園と大阪府の明治の森箕面国定公園を結ぶ総延長1,697.2キロメートルの長距離自然歩道です。昭和44年に厚生省が東海自然歩道構想を発表し、環境省の補助金で各都道府県で整備し、各県で管理しているものであります。

東海自然歩道一本木登山口は、幅員1.2メートルから1.6メートル、公図上は2.1メートルで、第2区有地までの延長672.83メートルが村道認定されております。また、一本木登山口から足和田山に向けて約70メートル登った地点までは約7.5メートルの幅員が公図上あり、村道認定されているもの以外は赤道であります。

毎年、山梨県との東海自然歩道管理委託契約を締結し、鳴沢村管理の総延長は7.06キロメートルで、管理対象は、歩道、付帯施設及び標識類となっております。

賠償責任の有無につきましては、法律判断となるため、過日、町村会顧問弁護士に相談いたしました。

第1点の村の管理責任であります。東海自然歩道管理委託要領の委託業務内容は、利用者の指導、歩道のパトロール、歩道の草刈り、美化清掃、施設の簡易な修繕の4項目であります。基本的には、路面、階段、標識及びその他付帯施設の軽微な破損箇所の補修であります。これらの管理内容では、訴訟対象となるおそれは低いとのことでした。

ただし、歩道のパトロール中に施設の破損等により、その利用が困難、または危険であることを確認した場合、利用停止と利用者の安全確保の措置をとることが明記されております。想定されるのは、大規模な土砂災害等により歩道の一部が損壊し、明らかに登山者の事故発生の予見の可能性があるのに事故回避の措置をとらない場合、第1の管理者である山梨県と共同管理者として連帯して責任を負う可能性があるとの見解でした。

鳴沢村としては、このような災害が発生した場合、県と協議し速やかに通行止め、立ち入り禁止の処置を行う考えであります。

第2点の民地の林の立木の枝等により登山者が被害を受けた場合ですが、一般的な判断基準で、単に立木の所有者であるから管理責任を追及されるのではなく、管理の瑕疵は、立木が通常有する安全性を欠き、事故の予見可能性、回避可能性があったかを、立木の状況、場所的環境、利用状況等諸般の事情を総合的に考慮し、個別的、具体的に判断すべきであるとの昭和53年最高裁判決が出ているとの説明でした。

想定されるのは、村のパトロールにより倒壊しそうな立木があり、明らかに登山者に被害が及ぶおそれがあることを発見し、伐採等のお願いをしたが、その措置をとらなかった場合、管理責任が発生する可能性があるとのことでした。

ただし、該当地を撮影した写真の立木状況と登山者の利用頻度から、管理責任を求められる可能性は低いとの説明でありました。実務ではそのような危険木を発見した場合、山梨県に連絡し、伐採等の措置を行っております。

最後に、訴訟となり、山梨県、鳴沢村が敗訴した場合は、山梨県は東海自然歩道に観光施設自然歩道園地等賠償責任保険、鳴沢村では村道認定されている範囲の歩道であれば、町村会で加入している総合賠償補償保険の保険会社を通しての対応になる

と思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 地図のほうでまた赤線とか、ここからここが幅員という細かいあれを、できたらいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 地図を見ましたら、民有地の分は村道認定してあります。あと、上の区有地の分からは歩道となっております。

以上です。

議長（小林茂澄君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） そうするとあれですか、赤線じゃなくて、もう村道になっているということですか。

議長（小林茂澄君） 企画課長。

企画課長（渡辺伸一君） 説明させていただきます。

登り口から登って村道はちょっと何号線か覚えていないんですけども、村道認定されています。

公図上、先ほど言った2.1メートルの幅員があるんですけども、道路台帳の認定は、やっぱり航空写真で撮ったもので、利用されている幅を村道認定しますので、実際、上から航空写真で、あの林で撮れないんで、現地へあたったと思うんですけども、現地をあたって利用している範囲は1.2メートルぐらいの幅があります。その部分は村道認定です。それ以外の2.1から1.2を引いた90センチぐらいは赤道ということになっています。

その下のほうは、どういう理由かちょっとわからないんですけども、70メートルほどはちょっと幅員が、幅が大きい、先

ほども言いましたけれども、7.5メートルの幅があって、70メートルぐらいの山に登っていく間は、公図上はあります。先ほども言いましたけれども、村道認定されているのは1.2メートルですから、残り部分は同じように赤道という取り扱いになっています。

またその辺の地図、資料はまた会期中に配布させていただきます。

議長（小林茂澄君） 以上で渡辺久男君の一般質問を終わります。

次に、全国学力テストによる平均正答率公表による結果や考察、今後の教育方針と対策についての質問を許します。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

文部科学省の実施による全国学力テストの平均正答率公表について、教育長に伺います。

先月25日に、4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。今回から市町村教委による公表が解禁となり、昨年9月に公表のあり方のアンケートが実施され、市町村別の平均成績の公表に賛成する教育長は県下ゼロでありました。

平成26年第1回鳴沢村議会の定例会の一般質問では、ホームページ上で公表することを示され、先月の調査では山梨市、鳴沢村の1市1村が平均正答率など具体的な数値結果の公表を行い、ほか8市町村では何らかの形で公表の検討をすると報道されています。

公表に際しさまざまな賛否があるかと思われませんが、鳴沢村教育委員会の公表理由である生活習慣や学習環境の見直し、これらは公表された結果をもとに今後どのような対策や推進を図っていくのか伺いたいと思います。

また、同時に行われた調査によりますと、安定した家庭環境や運動能力の高い児童や生徒の正答率結果が高いことが報告され

ています。これらも踏まえ、今後の対策、また推進方策を伺います。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果の公表について、昨年から、結果を公表すること、公表内容については、平均正答率、分析結果と改善策、具体的な公表内容については教育委員会で検討していきたいと答弁しております。

佐藤博水議員さんの質問にもありましたように、学校別正答率の公表につきましても、公表を予定している市町村は全国でもごく一部で、公表しない自治体が圧倒的に多いのが現状です。

学校の序列化につながる、また、公表は本来の目的を逸脱していると指摘する有識者もおります。

鳴沢村教育委員会としても、平均正答率を数値で公表することを取りやめ、山梨県教育委員会から示された公表する場合の参考事例に従い、数値ではなく、言葉で公表することとしました。

理由は幾つかありますが、数値を公表することについては、文部科学省から、弊害をなくすために教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること、公表内容については教育委員会と学校とで事前に十分相談すること等の数多くの条件がつけられています。また、以前から数値での公表に反対していた学校現場の先生方、南都留郡校長会、教頭会、教育会の先生方の強い反対意見等がありました。そのようなことが理由として上げられます。

参考までに申し上げますと、今回の学力・学習状況調査の鳴沢小学校の平均正答率は、国語、算数とも全国の平均正答率を上回っています。国語A、B、算数Aは、統計上の誤差の範囲と考えられるプラス・マイナス5ポイントの範囲内で全国とほぼ

同等、算数Bに関してはプラス5ポイントからプラス10ポイントの範囲内で全国平均をやや上回ると評価することができます。

次に、生活習慣や学習環境の見直しはどのように進めていくのかという点についてお答えいたします。

1点目は、調査結果から、生活習慣について言いますと、朝食を毎日食べていますかとの質問に対しては、ほぼ全員が「食べている」と回答しています。規則正しい睡眠と毎日の朝ご飯、これがきちんとできている児童ほど勉強も運動もよくできるというデータがあります。早寝・早起き・朝ご飯、これが子どものころに身につけられるように取り組んでいきたいと考えております。

2点目は、ふだん、月曜日から金曜日までの平日ですが、1日当たり2時間以上携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか、ただしゲームをする時間は除きますとの質問に対する回答では、「2時間以上する」が8%と、全国に比べて2倍以上多く、携帯電話やパソコンも使い方で子どもの身を危険にさらす道具にもなります。子どもが使用したいと言ってきたとき、なぜ使用したいのかなどについて親子で話し合い、使う使わないを決める必要があります。

3点目は、これもふだん、月曜日から金曜日までの平日についてですが、学校の授業以外に1日当たりどのくらい勉強しているのかと質問したところ、「1時間以下」が全体の40%、かなりパーセントからいうと、かなり多いという結果でした。学校の宿題はほとんどの児童ができていますが、授業の予習、復習などは余りできていません。家庭学習の充実が学力向上の鍵となります。これらの点について、学校や家庭と連携して改善していけるように取り組んでいきたいと考えています。

次に、運動能力に関する質問にお答えします。

文部科学省で毎年行っている新体力テストの、今年度の集計結果はまだ出ておりませんので、これは昨年度の結果について、小学校からの資料をもとにお答えいたします。

この新体力テストの検査種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目で、全学年児童男女別の平均が比較できるようになっています、全国と比較できるようになっています。

この体力テストに関しては、全国平均と比較すると、どの学年も下回っている種目が多いこと、その傾向は特に男子に多いという結果でした。上体起こし、長座体前屈、反復横跳びの3種目は、男子が全国平均を下回った学年が多いのに対し、女子は上回った学年が多いという結果でした。比較的女子が全国平均を上回る種目が多いという結果でした。

考察として言えることは、1点目は、スポーツをする環境が整っているよさはあるものの、クラブへの所属の有無や登下校の送迎、車での送り迎えですね。それから、冬期に外遊びができない学校環境等の影響によって、どの児童も体を十分に動かしているとは言えない状況が全国平均に達しない項目が多い原因の一つだと考えられます。

2点目は、男子の基礎的な体力の低さ、これは上体起こし、長座体前屈、反復横跳びの調査結果によるものですが、気になるところです。筋力や柔軟性、瞬発力を鍛えることも大切だが、男子の生活習慣の睡眠時間、これは7時間以上が少なく、5時間から7時間ぐらいの睡眠時間の児童が多いということです。

それから、テレビの視聴時間、每日一、二時間、あるいは二、三時間テレビを見ているというふうな児童が多く、そういう時

間の多さが比較的気になると、こういうところでは。しっかりと生活習慣が体力向上にもつながることを理解させ、家庭と連携していくことが必要であると考えられます。

それからもう1点は、昨年度同様、外遊びも同一種目を行う子どもが多く見られるということで、さまざまな種目に興味を持てるような取り組みを意図的に仕組んで視野を広げさせていくようにしなくてはならないと考えられます。

このような分析結果が生かせるように、学校や保護者とも連携して取り組んでいく必要があると考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水です。

公表については、県の方針である数値でなくて、言葉というもので伺いました。これらに基づいておのおの考えるべきことだと思います。

それから、同じこの公表についても、山梨県内では基礎的な知識をどう考えさせるのかというのが非常に低かった、全国を大きく下回ったというようなことで、県教委のほうでは、家庭学習への理解に課題があるというようなことをございます。これらも含めてぜひ家庭、学校、それから教育委員会とも連携しながら学力向上対策をとっていただきたい、こんなふうに思うわけをございます。

それから、携帯電話やスマートフォンの使用時間が長いということで、非常に長い子どもは成績が低い傾向があるというようなことで、これらも含めて一つの学校の中の決めといいますか、そのことを決めて、強制的に何時間以上はしないというような格好で、学校で取り組んでいただければ、これも少しはよくなるんじゃないかなというような気がします。またこれも含めて

検討していただきたいと思います。

それから、新聞を読む子どもというのは非常に少ないかと思うんですけども、この辺の子ども、新聞を読む子どもも正答率が非常によいというようなことをごさいます。これらも地域一体になって、子どもに新聞を読ませるといような方法も一つの方法ではないかというふうに思っております。

それから、これらの結果、考察を重ねて、指導方法をいろいろご答弁いただいたわけでごさいますけれども、ぜひ少しでも成績が上回るように、強力な対策をしていただければありがたいと思います。ぜひ、こんな格好で今年はどうしようといようなことで目標を掲げて大々的にしていただければありがたいと思います。そのことを希望して質問を終わります。

以上です。

議長（小林茂澄君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、生き生き広場を拠点としたハイキングコースの設定についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

生き生き広場を拠点としたハイキングコースの設定について、村長にお伺いします。

近年、健康志向の高まりとともに、自然の中を散策する人や登山が好きな山ガールもふえてきています。観光客の志向は、従来の名勝を見るだけの観光から体験型観光へと移っていくように感じます。ハイキングコースなどの体験型の観光パンフレットを作成すれば、観光客や宿泊客もふえるのではないのでしょうか。

この自然豊かな鳴沢村には、紅葉台、五湖台ほかに魔王天神社、溶岩樹型群、蝙蝠穴、溶岩露頭壁等があり、生き生き広場を中心に点在しています。それぞれの場所への所要時間を載せたパ

ンフレットを作成すれば、世界文化遺産の富士山のふもとのこの地であれば、ハイキングやトレイルコースとしても普及していくのではないのでしょうか。

活き活き広場を拠点としたハイキングコースを載せた観光パンフレットを作成するお考えはありますでしょうか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員から提案していただきました活き活き広場を拠点としたハイキングコースを載せた観光パンフレットを作成する考えはどうかという質問ですが、村の観光パンフレット、鳴沢村観光案内新聞のマップ内に位置を掲載し、溶岩スパイラルを除いて写真つきで紹介しております。これらをハイキングコースとして提案するのであれば、蝙蝠穴、溶岩スパイラル、溶岩樹型群等は施設が未整備のため、蝙蝠穴は安全性の調査、溶岩スパイラルは落石を想定し、手前かどこかへ防護柵等設置、溶岩樹型群は歩道の整備、またそれぞれの地域資源の周辺整備も必要になるかと思えます。

ご提案いただいたこれらの場所については、観光客の問い合わせもそれほどなく、集落地内の村道を歩いて巡るコースとしては、整備するだけの魅力は低く、利用価値があるか疑問ですので、ご提案の新たなハイキングコースをパンフレット等に掲載する予定は今のところございません。

年々税収入が減少し、財政状況が厳しい中、村民の皆様に直接影響のある社会保障費は増加傾向にあります。限られた財源をいかに有効に活用するか、施策の優先順位をつけ、村民の皆様の行政要望に応じているところであります。ハイキングコース等については、観光客等からの問い合わせが多く、人気のコースとなっている紅葉台、三湖台、五湖台と奥庭、御庭を中心に、各ポイントの所要時間を含め、特色のあるトレッキングマップ

の作成を現在進めているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

溶岩樹型群につきましては、既に樹型の周囲が鎖で保護されて安全を確保されています。また、樹型形成等の説明看板も設置されています。今まで時間とお金をかけて投資してきた観光資源を観光客からの問い合わせが少ないという理由で放置するのでしょうか。

また、道の駅にある散策コースや展望台も今は閉鎖しているようですが、ここも利用者が少なければ放置したままにするのでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 先ほども申し上げましたように、利用価値、また税金をかけても利用価値が多いか少ないか、また、事故のおそれがあるところは事故を防ぐ面においても閉鎖せざるを得ない。また、掲載はしてありますので、それが歩道とか順路となると、またそれが村で設定したコースとなろうかと思われまますので、この点は皆さんと一緒に研究しながら順次行わせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（小林茂澄君） 続きまして、富士山型の展望台の設置についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

富士山型の展望台の設置について、村長にお伺いいたします。

鳴沢村は、どこからでも富士山を望むことができますが、鳴沢村を直接目指してくる観光客は少ないように感じます。村には、観光客を引き寄せるための観光の目玉となるものが乏しいと感

じます。商業施設である道の駅に立ち寄る人はいますが、地元の観光業と結びついていないのが現状です。

道の駅には一般的な展望台はありますが、もう一回り大きな富士山型の展望台を生き生き広場の周辺に設ければ、鳴沢村に観光客を引き寄せることができるのではないのでしょうか。観光客がふえれば、次の観光振興へとステップアップすることができます。

観光の目玉となる富士山型の展望台を生き生き広場の周辺に設ける計画はありますか。観光客を呼び込むための施策をお伺いいたします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

やっぱり観光客の誘客には、目玉となる観光施設等がなければ観光客も訪れないということはわかっているわけですが、単なる眺望機能だけを持った展望台では、観光客の入り込みが期待できるかどうか疑問であります。単に富士山の眺望ですと、湖を含めた好条件の場所は、富士五湖地域には数多く存在しております。富士本栖湖リゾートの芝桜会場にも展望台はありますが、芝桜自体に価値があり、芝桜と富士山が一体となった景色が好評を得ているものだと思います。

富士山の眺望のほかに特色を出す方法としては、高さがありますが、自然探索路内に設置してある展望台よりも一回り大きな展望台を設置してもそれほどの変化はなく、紅葉台からの眺望に劣るものとなると想定されます。また、余り高い工作物は、富士箱根伊豆国立公園内のため設置できないこと、安全確保の面から問題もあり、周辺整備も必要となることから、建設の考えはありません。

観光振興策は、1点目に、既存の観光資源の再整備だと考えて

おります。近年の健康志向と自然志向のライフスタイルが高まる中、東海自然歩道を利用する現役を引退した世代、若い女性が利用しております。訪れる観光客の利便を高め、鳴沢村の自然を満喫していただくためにも、以前から歩道利用者に要望のある公衆トイレの整備を山梨県の富士の国やまなし観光振興施設整備補助金を活用しての整備を検討しております。また、将来ハイカーの休憩所として、富士急行（株）で撤退した紅葉台の園地整備、道の駅を拠点とした東海自然歩道等を含めた周遊ルート of 整備も研究していきたいと考えております。

2点目は、新たな観光資源の発掘であります。ふじてんスノーリゾート以南の県有地は、観光地化されておりませんが、観光資源としての活用できる可能性を秘めた素材があります。本年度、観光案内新聞をリニューアルした際も、幸助山西側付近からの朝霧高原のパノラマ、5月中旬から11月中旬にかけて富士山に満月が重なるパール富士ビューポイントなどの新スポットを掲載したところでもあります。また、本年度に入り、やまなし観光推進機構に当地域を視察していただき、どのような素材が観光資源として活用でき、事業化できるか等検討していただいております。山梨県との調整は必要ですが、鳴沢林道、軽水林道、精進口登山道等を利用したトレッキングコースの設定も予想できます。何らかの方策等ができるのではないかと期待しているところであります。

3点目は、ふるさと納税との連携であります。観光振興として、観光協会加盟の宿泊施設への宿泊割引、ゴルフ場来客者への利用割引券の発行を考えております。現在、各施設にアンケートを送付し、協力が可能かどうか意向を確認しているところでもあります。いかに鳴沢村に滞在する観光客をふやすかの方策を研究しているところでもありますので、議員の皆様方のご意見、

ご指導をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

観光振興策の前向きな取り組み、ありがとうございます。

富士山周辺の注目度はまだ高い状態ではありますが、世界文化遺産に登録されてから既に1年がたちます。注目度の高いうちに新たな村の観光資源を発信できるよう、スピーディーな施策、検討と実施をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、英語特区申請をする考えについての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

新聞の記事なんですけれども、山梨市に次いで都留市の小学校でも1年時から学習指導要領と異なる一貫した英語教育を実施することで、卒業するまでに英検4級レベルの英語力を身につけることを目指すそうですが、鳴沢村でも授業時間の確保をするために特区申請をするお考えはありますか。教育長にお聞きいたします。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

英語特区の認定を受けて英語教育に取り組んでいる、これは一つの例として、岡山県の総社市というところがありますが、その総社市の教育委員会に学校での取り組みの様子を聞いてみましたが、英語の授業として、1、2年生は年間10時間から20時間、3、4年生は週1時間、年間35時間、それから5、6年生は既に現在行っている英語活動の時間と合わせて週2時間、年間70時間の英語の授業を行っています。1、2年生は

週3時間、年間105時間ある生活科の時間というのがありますが、この時間を使って、年間10時間から20時間、英語の授業に充てていると。残りの時間で生活科の授業をするということになります。それから、3年生以上のこの週1時間の英語の時間の確保については、週2時間の総合的な学習の時間のうちの1時間を英語の授業の時間に充て、残りの1時間で総合的な学習の授業を行っている。英語特区で取り組んでいるところの様子を聞くと、大体そういうふうな時間確保で行っているようです。

ここで考えてなければならないことは、授業内容と授業時数が増加した現在の教育課程では、どこかの授業時間を英語の授業時間に振りかえるしかなく、それが可能な時間は、3年生以上の場合には特に教科書もなく、学習内容が特に決まっていない総合的な学習の時間しかないと言えます。3年生から6年生の総合的な学習の時間は、そうすると週1時間に削られてしまいます。

学力・学習状況調査の分析の中に、総合的な学習の時間を積極的に活用している学校は学力が高いという分析結果があります。

これは、総合的な学習の時間というのが、みずから課題を設定して、課題を解決するために主体的に、また創造性を働かせて探求心を育てる、そういう教科の狙いがあります。結果的にそういう学習に取り組むことによって、国語や算数をはじめ、ほかの教科の勉強の学力を伸ばす、よい結果が得られていると、こういうことだと思います。つまり英語の力を伸ばすのが大事なのか、あるいは国語、算数、一般の教科の学力を伸ばすほうなのか、どちらを選択するかというふうなことにもなります。

英語特区で取り組んでいる山梨市の様子を聞きました。それによると、小規模校の岩手小学校という1校で英語特区を申請し

て、平成21年から平成23年まで英語の授業に取り組んでいましたが、岩手小のほかに3校、日下部小、後屋敷小、八幡小という学校がありまして、その合わせて4校が山梨北中学校と一緒に入学するわけですが、英語特区の学校で英語科の授業を週2時間受けてきた児童と普通の公立小学校で週1時間の英語活動の授業を受けてきた児童が一緒だと、そこに温度差があって、中学校の先生も教えにくいというふうなことで、残りの3校も英語特区を申請して平成24年度から4校とも同一条件のもとで中学校の授業が受けられるようになったということです。

自治体の中に小学校1校、中学校1校というふうな自治体の場合は取り組みやすいと思いますけれども、小中連携ということも課題となりますので、予想される課題に対して可能かどうかを総合的に判断する必要があると思います。

今年度の学力検査の結果にもあらわれているように、来年度以降も継続してこのようなよい結果が得られるようにするためには、学力向上のための取り組みに重点を置いて取り組むことが大事ではないかと考えております。

これらのことを考えますと、鳴沢小で英語特区を申請する考えは現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） これは新聞記事ですが、文科省は、学習指導要領を改定して5、6年の外国語活動を教科に格上げし、外国語活動の開始時期を前倒しする方針ということです。鳴沢村は、これには当然下回るとは思いますけれども、その辺の文科省のほうも指導要領を変えるというようなご時世、時代の流れになってくるかと思えます。また、村長は保育所に英語の先生を入れて頂いて、保育所の子どもが英語をしゃべっているんです。

それで小学校へ入ると、今度は一休みということ。ここは観光地なもんですから、外国のお客さんがおいでになって、小さい小学生の子にハローとか何だとかと声をかけても、英語の勉強、点数じゃなくて、会話ができない。片方では気楽に声をかけて、お話ししてもらえる環境はいろいろあるんですけども、時間がないとかいうことじゃなくて。

先ほど自由な時間を使ってみずから教科を選ぶというか、当初のゆとり教育とは関係ないですかね。ゆとり教育の部分でそういうものが大分やったとすれば、その辺の評価が私はちょっと賛成しかねるところがあるんですけども。

英語教育は決してかたく取り組むんでなくて、もうちょっと会話ができればいいとかね、先ほど申しあげましたように、保育所ときは鳴沢村独特のそういうのをやってくれていますからいいんですけども、小学校で荒れてしまうんじゃないかなんていう、もったいないなっていう、せっかくのあれですから、もったいないなと思います。

そういうことで、もう1回何か検討していただいて、何かないでしょうか。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊議員さんの今のご意見ですけれども、確かに保育所と小学校、幼少の連携というふうなことを最近ではいろいろ言われて、一緒に研究したりと。それから小中の連携ということがいろいろ最近は取り組んでいるところです。

小中の連携については、先ほど言ったようなことがちょっとありますし、せっかく保育所のほうでも年長さんに対して英語の指導をしているということもありますので、小学校の低学年、1年から4年までは年間8時間というような少ない時間ということになっております。その辺に多少途切れてしまうというか、

矛盾というか、そういうふうなこともないわけじゃありません。

これはその辺のことも踏まえて、これからどうしたら英語の力がつけられるかということは、総合的な検討課題になるかと思えます。

議長（小林茂澄君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 特区の申請までは無理としても、そういう前向きな対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小林茂澄君） 続きまして、防災行政無線の完成検査などについての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

鳴沢村には、18カ所の土石流危険渓流や23カ所の急傾斜地崩壊危険箇所等があり、ハザードマップの発行や消防防災対策に補助金等を活用されて、車両や防災設備の整備、防災訓練等をしていただいております。

1つお尋ねいたします。防災無線の完成検査はどのように行われていますか。既に完成していると思いますが、旧式の家庭用受信機との相性が悪く、よく聞こえないところもありますので、家庭用子機の性能検査もしてください。

村長にお伺いします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えします。

近年の大規模災害の発生を教訓として、総務省では、防災行政無線にこれまで以上に多様化、高度化する通信ニーズ、画像転送、データ転送等への対応が要求されているとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善を求め、デジタル化を推進しております。

鳴沢村では、以前の機器がJ-A L E R T、全国瞬時警報シス

テムとの自動連携がしていないこと、機器が13年以上経過し老朽化していることから、機器の入れかえを行い、デジタル化及びJ－A L E R Tの自動連携が可能となりました。

今回の入れかえの概要は、防災行政無線の親局、屋外拡声子局を入れかえ、再送信子局を2基新設しました。また、デジタル戸別受信機を130台購入いたしました。

当初、戸別受信機も全てデジタル化を実施する予定でしたが、デジタル波はアナログ波に比べ障害物に弱く、現状アナログ戸別受信機ではアンテナを設置しなくても受信できていた家庭が、デジタル戸別受信機に移行すると、多くの場合アンテナの設置が必要になることなどが見込まれること、一度に全ての受信機を変更すると費用負担が大きいことから、デジタル放送とアナログ放送の併用をすることに決めました。

アナログ放送の出力や周波数は以前のまま変更しておらず、アナログ戸別受信機への影響は極力生じないよう整備を行いました。完成検査につきましては、既存のアナログ戸別受信機を数台用意し、受信できるかテストを行いました。聞こえないアナログ戸別受信機につきましては、戸別受信機の老朽化、LED照明、パソコン、コードレス電話機等の家庭製品の影響などが原因となる障害が多いため、相性よりそれらの事由ではないかと思われまますので、デジタル戸別受信機への交換やアンテナの設置等、対応していきます。

無線は目に見えなく、何が原因で聞こえなくなるのか個別に調査しないとわからないのが現状であります。そのため住民から聞こえづらくなったとのご連絡をいただければ、個別に調査し、取りかえも含め対応しております。毎年広報でもお知らせしておりますが、困っている住民の方がいらっしゃいましたら、役場へ相談するようご指導のほどもよろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、日本で最も美しい村についての質問を許します。1番
小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

日本で最も美しい村連合というNPO法人があります。通称美しい村連合は、2005年に5つの町村からスタートし、すばらしい地域資源を持つ美しい村や町や地区が日本で最も美しい村を宣言することで、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行い、観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としています。鳴沢村は富士山文化遺産にも登録された地域に含まれ、さらなるアピール力が必要だと感じますが、加盟を考えたらと思いますが、村長の考えを教えてください。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

まず日本で最も美しい村連合、先ほど議員の説明にもありましたが、そのほかに、加盟するに当たっては、次の条件を満たす必要がありますということで、1として、直近の住民基本台帳人口がおおむね1万人以下であること。2として、地域資源が2つ以上あること。これは登録できる地域資源3つまでとなっておりますが、この地域資源としては、景観として、生活の営みによりつくられた景観をいう。環境として、豊かな自然や自然を生かした町や村の環境をいう。文化として、昔ながらの祭りや郷土文化、建築物などをいう。連合が評価する地域資源を生かす活動があることとして、1、美しい景観に配慮したまちづくりを行っていること。2として、住民による工夫した地域活動を行っていること。3番目として、地域特有の工芸品や生

活様式をかたくなに守っていることというような基準があります。そのほかに、加盟審査料10万円、年間会費20万円となっており、山梨県内では早川町さんが加盟しているのみでございます。

このような最も美しい村連合ですが、鳴沢村の地域資源を守りアピールすることが大事であるとは思いますが、アピール方法として、日本で最も美しい村連合へ加盟することも一つの手段であるとは思いますが、まずは連合の名称にふさわしい鳴沢村にすることが先決ではないかと思っております。そのためには、村並びに住民の皆様が鳴沢村の景観をよくするため、自然公園法や屋外広告物法などの法令を遵守し、自然豊かなきれいな村をつくっていくことが必要ではないかと考えます。

現在、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会全国村サミットに加盟し、それぞれの総会、分科会で小規模自治体の事例報告を交え、諸問題の解決策を研究しておりますが、開催地が遠方のため、公務の日程調整が難しいところもありますが、また、これらの全国大会を開催する会場は各自治体の持ち回りになるのが通例であります。開催地となった場合の会場準備、歓迎行事等の対応も考えなければなりません。

差し当たっては、法令遵守の広報周知や景観に対する住民の意識啓発等の景観形成の取り組みを検討していき、日本で最も美しい村と住民が胸を張って言えるようになった際には加盟を検討すべきだと考えております。現時点では加盟は考えておりません。

議員の皆様には、鳴沢村発展のため、何かよい方策等ありましたら、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 1番 小林昭一君。

1 番（小林昭一君） 1 番 小林昭一。

ただいまの村長の答弁を聞いて、すぐにはやっぱり加盟は難しいという意見をいただきました。やはりそのようなことも必要だと思うので、村の富士山文化遺産の部分にも、富士講という富士山を登るときの信仰等もありますので、そういう信仰等も調べながら、広報等で周知をしていただきながら、美しい村づくりをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月9日から17日までの9日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月9日から17日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は9月18日午後3時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月8日

議会議長

署名議員

署名議員

平成26年9月18日再開

1、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 田中 稔	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 小林 茂澄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第6 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

- 日程第 7 同意第 3 号鳴沢村監査委員の選任について同意を
求める件
- 日程第 8 発議第 1 号手話言語法（仮称）の早期制定を求め
る意見書の提出について
- 日程第 9 請願第 1 号手話言語法（仮称）の早期制定を求め
る請願
- 日程第 10 発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第 11 請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 00 分

議長（小林茂澄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、た
だいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり
ます。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、
渡辺久男君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 26 年第 2 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議

会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年6月30日14時より招集され、平成26年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第2回定例会が行われました。

出席者は議員17名と、会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においての会議事件は6件で、まず補欠議員の議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が30日から1日間と決定されました。

次に、補欠議員の常任委員会への所属についての指名がありました。

続いて、議案第9号平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について事務局から、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,540万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億5,013万円とする提案説明があり、原案のとおり可決しました。

次に、美化協、議案第2号平成26年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,015万2,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決されました。

また、その他といたしまして、河口湖南中学校への寄附金につ

いて組合長から報告があり、平成26年度当初予算の2,500万の使途は正門を含む外構工事に充てられるとの説明がありました。

その後、河口湖南中学校組合長と教育長からお礼の挨拶があり、馬場設計担当者から工事内容について詳細に説明がありました。

協議事項として、特産品きのこについて勉強会を開いたらどうか協議され、後日勉強会を開催することに決定され閉会しました。

勉強会は、7月17日午後1時30分から、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合において、全議員が出席し、富士・東部林務事務所長ほか4名の県職員出席のもと、山梨県森林総合研究所の柴田 尚先生を講師に「野生きのこの人工栽培技術」と題し、勉強会を開催いたしました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 河口湖南中学校組合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第2回河口湖南中学校組合議会臨時会が6月26日午後1時30分より招集され、会議が行われました。

議員15名と教育委員4名、会議事件説明のために組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ執行部6人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議においては、まず会期が26日、1日間と決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、平成26年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出補正予算の議定について。内容は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,913万6,

000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,465万円とする旨。主な内容は、河口湖南中学校校舎改築事業に伴う給食棟建設事業が国の交付金不採択となり、単独事業となったためです。

次に、専決処分の承認を求める件。

内容は、平成25年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,632万1,000円とする旨。これは前教育長の退職に伴うものです。

次に、平成25年度河口湖南中学校組合継続費繰越計算書の報告がありました。

次に、監査委員の選任に同意を求めることについて。これは議会選出監査委員の辞職により、富士河口湖町大嵐491番地2、渡辺正利氏が選任されました。

最後に追加日程の申し出がありました。内容は、河口湖南中学校既存特別教室棟解体工事請負契約締結について。これは、指名競争入札により、4,104万円で南都留郡忍野村内野696番地、株式会社土手影建設と請負契約を締結するものです。

すべて原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

次に、平成26年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会が7月22日午後1時30分より招集され、会議が行われました。

議員14名と教育委員4名、会議事件説明のために組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ執行部6人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議においては、まず会期が22日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、河口湖南中学校南外構工事請負契約締結について、これは一般競争入札により5,3

46万円で南都留郡富士河口湖町船津981番地、株式会社吉野土建と請負契約を締結するものです。原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

平成26年第2回富士五湖広域行政事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

8月25日、午後1時半に招集され、富士五湖広域行政事務組合議場で会議が行われました。

議員19名と会議事件説明のために管理者堀内 茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために他の管理者及び執行部の出席がありました。

日程は、まず8月18日に一般質問の通告の締め切りがありました。8月18日11時半から一般質問の打ち合せ会がありました。

8月25日午後1時半、議会運営委員会が開かれました。午後2時から議員協議会が開かれました。午後2時半から本会議が行われました。本会議の休憩中、決算特別委員会、総務委員会が開かれました。本会議終了後、議会運営委員会の正副委員長の互選、それから総務委員会の正副委員長の互選、消防委員会の正副委員長の互選、それぞれの委員会の新委員が決まりました。

決定された事項。

議案第9号平成25年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定。予算現額15億8,386万7,000円、

収入済額 15億8,387万3,039円、支出済額 15億8,379万9,481円、歳入歳出差引額 7万3,558円、7万円を財政調整基金へ積み立て、3,558円は翌年度繰り越しです。

議案第10号平成25年度富士五湖広域行政事務組合ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定。予算現額は2,164万8,000円、収入済額は2,207万687円、支出済額は2,120万6,852円、歳入歳出差引額 86万3,835円、全額翌年度繰り越しです。

議案第11号平成25年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定。予算現額は1億6,404万3,000円、収入済額 1億6,404万4,624円、支出済額 1億6,182万1,819円、歳入歳出差引額 222万2,805円、201万円を財政調整基金へ積み立てました。21万2,805円は翌年度繰り越しです。

それから議案第12号として、平成26年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額をそれぞれ888万5,000円増額し、歳入歳出予算総額を12億5,870万5,000円とするものです。

議案第13号平成26年度富士五湖広域行政事務組合ふるさと振興整備事業特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額をそれぞれ218万3,000円増額し、歳入歳出予算総額を2,373万円とするものです。

以上が概要であります。全て可決等されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了します。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

**◎日程第3 認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（小林茂澄君） 日程第3、認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会初日において、予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成25年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月8日及び9日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝を申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘、要望がありましたが、その内容につきましては議員全員が委員であり、ご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくようさら

なる努力をお願いするものであります。

結びになりますが、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正
予算（第3号）

◎日程第5 議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第1号）

議長（小林茂澄君） 日程第4、議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第28号平成

26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第27号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び議案第28号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、9月12日午後1時30分に再開し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算2議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号及び議案第28号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第27号及び議案第28号の2件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小林茂澄君) 起立全員です。したがって、議案第27号及び議案第28号の2件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長(小林茂澄君) 日程第6、同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林博昭氏と小林清一氏が今月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任としまして、鳴沢村3,471番地、渡辺虎英氏と、鳴沢村1,098番地3、渡邊房貴氏を任命したいと思います。

ご存じのように、お二人ともに、教育、学術及び文化に関し、すぐれた識見を持ち適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長(小林茂澄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 同意第3号鳴沢村監査委員の選任について同意を求める件

議長（小林茂澄君） 日程第7、同意第3号鳴沢村監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第3号鳴沢村監査委員の選任について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

代表監査委員の梶原先勝氏が、今年30日をもって任期満了となることを受け選任するもので、引き続き、梶原先勝氏を選任したいと思えます。

ご存じのとおり、人格高潔で、普通地方公共団体の財務管理事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有すると認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 発議第1号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について

議長（小林茂澄君） 日程第8、発議第1号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について提出者から提案理由の説明を求めます。6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 6番 三浦利雄。

発議第1号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。

手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、国は、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。

平成23年8月には、障害者基本法が改正され、「全て障害者は、可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報のバリアフリー化施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要である。

よって、国においてはこうした環境整備に向け、「手話言語法

(仮称)」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 請願第1号手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願

議長（小林茂澄君） 日程第9、請願第1号手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願についてを議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

**◎日程第10 発議第2号30人以下学級実現、義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書
の提出について**

議長(小林茂澄君) 日程第10、発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。9番 渡辺久男君。

9番(渡辺久男君) 9番 渡辺久男。

発議第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26～30人を挙げています。

このように、保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。

また、暴力行為や不登校、いじめなど、指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しているとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差が生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりに繋がる子ども達への教育は極めて重要です。

未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から、雇用・就業の拡大に繋げる必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するように要望するものであります。

1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財政大臣、総務大臣、文部科学大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 請願第2号30人以下学級実現、義務教育費
国庫負担制度拡充を図るための請
願

議長（小林茂澄君） 日程第11、請願第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願についてを議題

といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第2号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(小林茂澄君) 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(小林茂澄君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成26年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月18日

議会議長

署名議員

署名議員